5. 9. 15
争
1686

勞秘第三一一五號
昭和五年九月十二日

警視總監 丸山鶴吉

內務大臣 安達謙藏殿
社會局長官殿
各府縣知事殿（大阪、神奈川、千葉）

隅田川合同運送株式會社艀部労働争議ニ関スル件（第二報）

要旨
(1) 労働者ハ分担ヲ定メ結束強固ナリ
(2) 事業主ハ本社艀ヲ出張所ニ廻シ事業継續ス
(3) 事業主ハ交渉責任者ヲ小林常務トス
(4) 九日積荷返還問題ニ付折衝ス

[illegible]全然[illegible]下にある事
れは箱崎の支店に何等
に相違ないのだ。箱崎
なりな下りを[illegible]
ろくりに[illegible]せれたも
面を並べて船夫の要
去らんとしてゐるの
團を團結の下に死を
てゐる。
議を応援
りを暴露
安宅町河岸に全部集
[illegible]調べてある

[illegible]務規定
し送れ！。
[illegible]各自は絶対に守
[illegible]の事、
ならしむる事、
にする事、
仕事する時の仕度、
に紛争しない事。

[illegible]は断く迄進む、
九月十日
[illegible]團長以下[illegible]纏成し左の部局
を設け各々其の部署に就いた。
出張部、交渉部、連絡部、
救済部、警備部、会計部
斯うして戦は本式に始まった。
各支部は應援団を
組織して此の争議
を徹底的に支持しろ！！。